

○吉賀町住宅用木質バイオマス熱利用設備導入促進事業費補助金交付要綱の全部を改正する告示

平成 30 年 4 月 2 日

吉賀町告示第 120 号

[吉賀町住宅用木質バイオマス熱利用設備導入促進事業費補助金交付要綱\(平成 25 年吉賀町告示第 18 号\)](#)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第 1 条 町の交付する住宅用木質バイオマス熱利用設備導入促進事業費補助金(以下「補助金」という。)について、[吉賀町補助金等交付規則\(平成 18 年吉賀町規則第 13 号。以下「規則」という。\)](#)に定めるもののほか、[この告示](#)に定めるところによる。

(補助金交付の目的等)

第 2 条 町は、住宅用木質バイオマス熱利用設備の導入を促進することを目的として、設備を設置する者(以下「事業者」という。)が実施する木質バイオマスストーブ設置事業に要する経費のうち町長が必要、かつ、相当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の対象等)

第 3 条 事業者は、町内に住所を有する者であって、補助金の交付の対象、補助対象経費、補助金額及び交付の限度額は、[次の表](#)のとおりとする。補助金額は、基準金額と加算金額の合計金額とする。

交付の対象	居住する又は居住を予定している町内の住宅に木質バイオマス熱利用設備を設置する者	
補助対象経費	本体価格 10,000 円以上の未使用品の住宅用木質バイオマスストーブ及び排煙設備を新たに設置する場合に要する経費 (木質バイオマスストーブとは、薪ストーブ及びペレットストーブ等をいう。)	
補助金額	基準金額	補助対象経費の 3 分の 1 以内 (1,000 円未満の端数は切り捨てる。)

	加算金額	基準金額の同額 (1,000 円未満の端数は切り捨てる。)
交付の限度額	200,000 円を上限とする。	

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする事業者は、対象設備の設置工事を着手する前に、吉賀町住宅用木質バイオマス熱利用設備導入促進事業費補助金交付申請書(様式第 1 号)を町長へ提出するものとする。

(交付決定)

第 5 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を吉賀町住宅用木質バイオマス熱利用設備導入促進事業費補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により事業者へ通知するものとする。

(事業の変更等)

第 6 条 事業者は、次の各号に掲げる変更が生じたときは、吉賀町住宅用木質バイオマス熱利用設備導入促進事業費補助金交付変更(中止・廃止)承認申請書(様式第 3 号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の額を変更するとき。
- (2) 事業を中止、又は廃止するとき。
- (3) その他目的の達成に影響を与える変更があるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の変更等を決定した場合、吉賀町住宅用木質バイオマス熱利用設備導入促進事業費補助金交付変更(中止・廃止)決定通知書(様式第 4 号)により事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第 7 条 事業者は事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の 3 月 30 日のいずれか早い日までに吉賀町住宅用木質バイオマス熱利用設備導入促進事業費実績報告書(様式第 5 号)を町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 町長は、[前条](#)の規定による実績報告があったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、吉賀町住宅用木質バイオマス熱利用設備導入促進事業費補助金確定通知書([様式第6号](#))により当該事業者へ通知するものとする。

(補助金額の請求)

第9条 事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、吉賀町住宅用木質バイオマス熱利用設備導入促進事業費補助金請求書([様式第7号](#))を町長へ提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第10条 事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 町長は、[規則第15条](#)の規定により、補助金の交付決定を取り消し、若しくは交付決定額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ないと認められた場合はこの限りでない。

(補助金の返還)

第12条 町長は、[前条](#)の規定により交付決定を取り消した場合において、事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

2 町長は、[規則第16条第2項](#)の規定により、補助事業者等に交付すべき補助金等の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(補則)

第13条 [この告示](#)に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

[この告示](#)は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。